

平成22年3月31日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会  
会長 田中剛男

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額等について（答申）

平成22年3月1日付けで本審議会に諮問のあった市議会議員の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額及び退職手当について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

- 1 本来支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額
  - (1) 市議会議員の議員報酬の額について  
特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。
  - (2) 市長等の給料の額について  
上記(1)と同様に比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。
- 2 当面支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額
  - (1) 市議会議員の議員報酬の額  
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の支給額を維持することが適当である。
  - (2) 市長等の給料の額  
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、上記(1)と同様、現行の支給額を維持することが適当である。
- 3 本来支給すべき市長等の退職手当  
特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の支給率による額とすることが適当である。
- 4 当面支給すべき市長等の退職手当
  - (1) 市長の退職手当  
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の減額措置が願わしい。
  - (2) 副市長の退職手当  
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、副市長の退職手当については、市長と同様に、給料の減額と同率の減額が妥当ではないかとの意見が大多数であったことから、市長と同率の減額を検討されたい。